

第 49 回 知的財産管理技能検定
2 級 実技試験
管理業務

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2024年5月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

- 1 家具メーカーX社の知的財産部の部員甲は、腰を下ろす部分である座面Aと、座面Aを支える脚Bと、背もたれCとを備える椅子Pと、座面Aと、脚Bと、背もたれCと、肘掛けDとを備える椅子Qについて特許出願を行うことを検討している。甲が先行技術調査をしたところ、座面A、脚B、背もたれC及び肘掛けDの各構成要素は、新規な構成要素であるとの調査結果を得た。今回特許出願の対象は、椅子Pとなった。特許出願に係る明細書及び図面には、座面Aと脚Bと背もたれCについて記載されているが、肘掛けDについては記載されていなかった。甲は、特許出願に係る特許請求の範囲を次の通り作成することを検討している。

案1

【特許請求の範囲】

【請求項1】座面Aと、脚Bと、背もたれCとを備える椅子。

【請求項2】座面Aと、脚Bと、背もたれCと、肘掛けDとを備える椅子。

案2

【特許請求の範囲】

【請求項1】座面Aと、脚Bと、背もたれCとを備える椅子。

【請求項2】背もたれCを備える椅子用背もたれ。

以上を前提として、問1～問4に答えなさい。

問1

案1について、特許請求の範囲の記載、発明の単一性に関して拒絶理由が通知される可能性が低いと考えられる場合は「○」を、拒絶理由が通知される可能性が高いと考えられる場合は「×」を選びなさい。

問2

【理由群I】の中から、問1において拒絶理由が通知される可能性が低い又は拒絶理由が通知される可能性が高いと判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群I】

- ア 特許請求の範囲の記載要件及び発明の単一性のいずれも満たしているため
- イ 特許請求の範囲に記載された発明が、発明の単一性を満たしていないため
- ウ 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載されていないため

問3

案2について、特許請求の範囲の記載、発明の単一性に関して拒絶理由が通知される可能性が低いと考えられる場合は「○」を、拒絶理由が通知される可能性が高いと考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問4

【理由群Ⅱ】の中から、問3において拒絶理由が通知される可能性が低い又は拒絶理由が通知される可能性が高いと判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群Ⅱ】

- ア 特許請求の範囲に記載された発明が、発明の単一性を満たしていないため
- イ 特許請求の範囲の記載要件及び発明の単一性のいずれも満たしているため
- ウ 特許請求の範囲において、各請求項毎に特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてが記載されていないため

- 2 菓子メーカーX社は、マークMに係る商標について指定商品を「チョコレート」とする商標権の取得を検討している。X社の知的財産部の部員は、商標登録出願をする前に、指定商品を「チョコレート」とするマークMに係る商標について先行商標調査をした。部員が発言1～2をしている。なお、「チョコレート」と「ヨーグルト」は非類似の商品であるものとする。

発言1 「フランスの菓子メーカーY社は、フランスにおいてのみ、マークMに係る商標について指定商品を『チョコレート』とする商標権を取得していますが、これまでマークMに係る商標に関して使用していないことがわかりました。わが社が先に商標登録出願をすれば、商標登録を受けることができます。」

発言2 「日本の著名な菓子メーカーW社は、マークMに係る商標について指定商品を『ヨーグルト』とする商標権を取得し、マークMが付されて販売されているヨーグルトは、全国的にマスコミを通じて宣伝され、著名となっています。しかし、チョコレートとヨーグルトは非類似の商品なので、わが社が商標登録出願をすれば、たとえW社のマークMが著名であっても商標登録を受けることができます。」

以上を前提として、問5～問8に答えなさい。

問5

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問6

【理由群Ⅲ】の中から、問5において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群Ⅲ】

- ア 拒絶理由には該当しないため
- イ 他人の業務に係る商品等を表示するものとして国内外において需要者の間に広く認識されている商標と同一の商標を不正の目的をもって使用するもの（商標法第4条第1項第19号）に該当することを理由に拒絶されるため
- ウ 他人の業務に係る商品等と混同を生じるおそれがある商標（商標法第4条第1項第15号）に該当することを理由に拒絶されるため
- エ 先に出願された他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品等又はこれらに類似する商品等について使用するもの（商標法第4条第1項第11号）に該当することを理由に拒絶されるため

問 7

発言 2 について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問 8

【理由群Ⅳ】の中から、問 7 において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを 1 つ選びなさい。

【理由群Ⅳ】

- ア 拒絶理由には該当しないため
- イ 他人の業務に係る商品等と混同を生じるおそれがある商標（商標法第 4 条第 1 項第 1 5 号）に該当することを理由に拒絶されるため
- ウ 先に出願された他人の登録商標又はこれに類似する商標であって、その商標登録に係る指定商品等又はこれらに類似する商品等について使用するもの（商標法第 4 条第 1 項第 1 1 号）に該当することを理由に拒絶されるため
- エ 他人の業務に係る商品等を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標であって、その商品等又はこれらに類似する商品等について使用するもの（商標法第 4 条第 1 項第 1 0 号）に該当することを理由に拒絶されるため

- 3 出版社X社の法務部の部員は、コンテンツA及びBの利用方法について、発言1～2をしている。

発言1 「コンテンツAは、甲が乙の指示により収集した、商標権侵害訴訟の判決の内容に関して、乙が解説したものからなるものです。コンテンツAをコピーするにあたっては、乙の許諾を得るだけで足ります。」

発言2 「コンテンツBは、丙が『エンタメ業界の課題』というテーマについて講演した内容を録音し、それをX社の編集者丁が自動文字起こしアプリケーションを用いてテキスト化した生データです。コンテンツBをコピーするにあたっては、丙と丁の許諾を得る必要があります。」

以上を前提として、問9～問12に答えなさい。

問9

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問10

【理由群V】の中から、問9において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群V】

- ア コンテンツAは甲と乙の共同著作物にあたるため
- イ コンテンツAは甲と乙の二次的著作物にあたるため
- ウ 甲はコンテンツAの著作者に該当しないため

問11

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、選びなさい。

問12

【理由群VI】の中から、問11において適切又は不適切と判断した理由として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【理由群VI】

- ア コンテンツBは丙と丁の編集著作物にあたるため
- イ コンテンツBは丙と丁の共同著作物にあたるため
- ウ 丁はコンテンツBの著作者に該当しないため

4 問 1 3 ～問 3 3 に答えなさい。

問 1 3

フィンテック企業である X 社は、開発した新規なサービス A に関する特許の取得を目指している。X 社の知的財産部の部員は、サービス A と非常に類似する他社のサービス B、サービス C、サービス D について、新規性の観点から検討している。ア～エを比較して、部員の考えとして、最も 不適切 と考えられるものを 1 つ選びなさい。

- ア サービス A に関する情報が、X 社の関係会社である Y 社に通知された。当該通知に関して、X 社と Y 社との間では、秘密保持契約が締結されていた。サービス A の新規性は、当該通知によって喪失しない。
- イ サービス B に関する情報が、2024 年 3 月 4 日の午前中に発表された。サービス A の新規性は、サービス B に対して、日ではなく時刻で判断する必要がある。
- ウ サービス C に関する情報が、ドイツで発行された雑誌に掲載された。サービス A の新規性は、日本以外の地域で公表されたサービス C によって判断する必要がある。
- エ サービス D に関する情報が、W 社のウェブサイトで発表されたが、サービス D が発表されたページについては、未だ閲覧者がいない状態である。サービス A の新規性は、当該発表によって喪失しない。

問 1 4

調味料メーカー X 社は、塩用の容器 A と胡椒用の容器 B の側面に施す新しいデザイン D を創作した。X 社は、容器 A と容器 B とを独占的に製造販売したいので、デザイン D について X 社の知的財産部の部員が、意匠権の取得を検討している。なお、「塩用の容器」と「胡椒用の容器」は類似する物品である。ア～エを比較して、部員の考えとして、最も 不適切 と考えられるものを 1 つ選びなさい。

- ア 容器 B に係る意匠登録出願について、意匠登録をすべき旨の査定がされた場合、第 1 年分の登録料の納付は、その査定の謄本送達日から 30 日以内に行わなければならない。
- イ X 社が容器 A について意匠登録出願をした後に、Y 社が容器 A と同一のデザインの容器に入れた塩 C の販売を開始した場合に、当該意匠登録出願が登録されるまで、X 社は、Y 社の塩 C の販売に関して、意匠法上は何ら保護を受けることはできない。
- ウ デザイン D は特徴的な模様であるが、容器の全体意匠と、デザイン D に係る容器の側面部分を部分意匠として登録を受けることはできない。
- エ 容器 B について、意匠登録出願の出願時に秘密請求をしなかった場合であっても、第 1 年分の登録料の納付と同時に秘密請求をすれば、秘密意匠の適用を受けることができる。

問 15

建設会社であるX社の技術者甲は、建築技術に関する職務発明Aを完成し、特許出願をした。
ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。但し、X社には職務発明の取扱について規程がなかったものとする。

- ア 甲は、X社の承諾を得ることなく、Y社に対して職務発明Aに係る仮通常実施権を許諾できる場合がある。
- イ 甲は、X社の承諾を得ることなく、職務発明Aに係る特許出願を放棄する。
- ウ 甲は、単独で職務発明Aに係る特許出願について出願審査の請求をする。
- エ 職務発明Aに係る特許出願について設定登録がされた場合、X社はその特許権について法定通常実施権を有する場合はない。

問 16

家電メーカーX社は、冷蔵庫の特許発明Aに係る特許権Pを有している。X社の知的財産部の部員は、特許権Pを侵害していると疑われる冷蔵庫Bを販売しているY社に対して、特許権侵害の警告を検討している。ア～エを比較して、部員の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア X社は、冷蔵庫Bが特許発明Aの技術的範囲に属するか否かについて、特許庁に対し判定を求めることができる。
- イ Y社へ警告書を送る前に、Y社の冷蔵庫Bの販売開始時期について確認する。
- ウ 冷蔵庫Bは、特許発明Aに改良を加えたY社の特許発明に係る冷蔵庫であって、利用関係が成立すると思われるので、X社は、Y社に対して特許権Pを行使できない。
- エ Y社へ警告書を送る前に、特許権Pの審査過程において特許発明Aの特許性を否定する先行文献が見落とされていなかったかを調査する。

問 17

玩具メーカーX社の知的財産部の部員が、模倣品・海賊版への対策について検討している。ア～エを比較して、部員の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア X社の人気キャラクターAのフィギュアを創作した場合、著作物として保護されることはない。
- イ 馬を擬人化したX社の「知財娘」の肖像とよく似た肖像の人形が製造販売されている場合、著作権侵害とは別に、パブリシティ権の侵害が成立する。
- ウ X社の人気キャラクターBは、たくましくて雄々しい姿態や性格だが、そのようなキャラクター設定を用いて、他人が独自の漫画を作成したとしても、著作権の侵害は成立しない。
- エ X社が創作した著作物について著作権を主張するためには、著作権表示いわゆる©マークを付さなければならない。

問 18

玩具メーカーであるX社は、新規な玩具Aについて、実用新案法による保護を検討している。**ア～エ**を比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア** 玩具Aは、それを用いて遊ぶ方法が特徴であるが、当該方法について、実用新案登録を受けることはできない。
- イ** 玩具Aに係る実用新案登録出願をする際には、出願料を納付した後、設定登録前に、登録料を納付しなければならない。
- ウ** 玩具Aに係る実用新案権が設定登録された場合には、実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から10年である。
- エ** X社は、登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、玩具Aに係る実用新案権の侵害者に対し、差止請求権を行使することができない。

問 19

化粧品メーカーX社は、「化粧水」、「乳液」を指定商品とする商標M、商標Nについて商標権を取得することを検討している。**ア～エ**を比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア** 商標Mで商標登録出願する場合、願書に商標Mを創作した者の氏名を記載しなければならない。
- イ** 登録査定の際の謄本の送達の日から30日以内に10年分の登録料を納付しなければ、設定登録されない。
- ウ** 商標Mで商標登録出願をした後、補正により商標Nに変更することはできない。
- エ** 商標登録出願後すぐに権利化を図りたいので、出願と同時に出願審査の請求をする。

問 2 0

自動車会社のX社の従業員が、コーポレートガバナンス・コードについて以下の発言をしている。ア～エを比較して、従業員の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 「コーポレートガバナンス・コードは、企業統治のための上場企業を対象としたガイドラインで、金融庁と東京証券取引所が策定したものです。」
- イ 「2021年の改訂で、このコーポレートガバナンス・コードに『知的財産』の文言が入りました。」
- ウ 「コーポレートガバナンス・コードにおいて、取締役会は、知的財産への投資について、監督を行うべきである点が示されています。」
- エ 「コーポレートガバナンス・コードにおいて、知的財産の投資に関して情報を開示すべきことが示されていますが、例えばIPランドスケープの活動について開示することは適切であるとはいえません。」

問 2 1

化学繊維メーカーX社は、新規な繊維Aを開発した。当初、繊維Aは、自動車の内装に用いることを想定していたが、競合品と比較して販売価格が大幅に高くなることが判明したため、他の用途開発を行うことになった。そこで、繊維Aを使用してもらえそうなユーザー数社を訪問し、繊維Aの物性、特徴を説明し、共同研究の方向性を探ることとした。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 「繊維Aに関して特許出願をした上で、他社との共同研究の方向性を探るべきです。」
- イ 「ユーザーとの共同研究を行う場合、営業秘密である繊維Aの製造方法について特許出願する必要があります。」
- ウ 「他社とアイデアを交換し議論を重ね共同研究の方向性がみえた時点で、すぐにその研究内容をカバーできるように繊維Aについて単独で特許出願することが望ましいです。」
- エ 「共同研究についていろいろな会社に関心をもってもらうために、繊維Aの成分や製造方法等、技術の詳細をパンフレットに掲載して展示会で配布した上で、新規性喪失の例外規定の適用を受けた特許出願をしましょう。」

問 2 2

果樹生産会社X社は、育成した品種Aについて品種登録を受けている。ア～エを比較して、品種Aに関して、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア Y社が、新品種の研究目的の利用をするために品種Aの種苗を生産する場合、Y社は、X社の許諾を受ける必要がある。
- イ Y社がX社から品種Aの種苗を購入した後に、購入した種苗を業として販売する場合、Y社は、X社の許諾を受ける必要はない。
- ウ Y社が品種Aの育成方法について特許を有しており、当該育成方法により、品種Aの種苗を生産する場合、Y社は、X社の許諾を受ける必要がある。
- エ Y社が品種Aと特性により明確に区別されない品種の種苗を生産する場合、Y社は、X社の許諾がなくても行える特定の行為は一切ない。

問 2 3

ぬいぐるみメーカーX社は、動物の形状のぬいぐるみAの製造販売を予定し、ぬいぐるみAに関する知的財産の出願を検討している。X社の知的財産部の部員は、他社が、ぬいぐるみAと類似するぬいぐるみの販売予定があるとの情報を得て、対応策を検討している。ア～エを比較して、部員の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア ぬいぐるみAの形状は特徴的なので、ぬいぐるみAについて、意匠登録出願した後に、ぬいぐるみAと類似する形状のぬいぐるみについて、関連意匠の意匠登録出願を検討すべきである。
- イ ぬいぐるみAの鳴き声は特徴的であり、模倣される可能性が高いと思われる。音は、商標登録の対象となるので、商標登録出願を検討すべきである。
- ウ ぬいぐるみAの形状について、意匠登録出願した場合には、ぬいぐるみAの形状を立体商標として、商標登録出願しても、対象が共通することから、商標登録は難しい。
- エ ぬいぐるみAの商品名は、動物名としてのBと「ぬいぐるみ」とを単純に結合した「Bぬいぐるみ」である。現時点で、当該商品名については、商標登録出願しても、商標登録は難しい。

問 2 4

健康食品メーカーであるX社は、X社の健康食品と、競合他社であるY社の健康食品とを対比し、X社の健康食品が優れている実験結果を示した広告をテレビで放送した。ア～エを比較して、Y社の知的財産部の部員の発言として、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 「X社の広告は、実験結果以外に、X社の健康食品の品質を誤認させるような表示をしています。X社のこの品質を誤認させる表示は、不正競争行為に該当します。」
- イ 「X社の健康食品が優れていることを示す実験結果を広告に表示すること自体が、不正競争行為に該当します。」
- ウ 「X社の広告が不正競争行為に該当してY社の営業上の利益が侵害された場合は、X社に損害賠償を請求することができます。」
- エ 「X社の広告が不正競争行為に該当する場合、X社に対してY社の営業上の信用を回復する措置を請求することが可能な場合があります。」

問 2 5

X大学の学生が、著作隣接権について発言をしている。ア～エを比較して、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 「著作隣接権の存続期間は、実演、レコード、放送、有線放送のいずれも、所定の起算日の属する年の翌年から起算して70年です。」
- イ 「オーケストラの指揮者や、ミュージカルの演出家は、実演家に該当します。」
- ウ 「レコード製作者は、録音権・録画権は有さず、複製権を有します。」
- エ 「放送事業者・有線放送事業者は、自動公衆送信権は有さず、送信可能化権を有します。」

問 26

画像解析会社のX社は、レジャー施設を運営する会社Y社と開発契約を締結し、Y社の業務で利用可能な顔認識装置に関するプログラムAの開発を請け負っている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 開発契約に特約がない限り、X社の従業員が発明したプログラムAに関する発明の発明者はY社となる。
- イ 開発契約に特約がない限り、著作権の帰属にかかわらず、Y社は、プログラムAの複製物の所有権を取得した後は、プログラムAについて、バックアップのためのコピーをとることができる場合がある。
- ウ 開発契約に特約がない限り、X社がプログラムAの納品を遅滞してY社に損害が生じた場合であっても、Y社はX社に損害賠償請求をすることができない。
- エ 開発契約に特約がない限り、プログラムAに関する著作者はX社となるが、著作権はY社に帰属する。

問 27

精密機器メーカーX社は、複写機Aを製造販売している。X社は、複写機Aの構造についての特許権を有している。また、X社は、指定商品「複写機」についての商標Mについて商標登録を受け、商標Mを複写機Aに使用している。最近X社は、Y社がX社に無断で、商品名も構造も複写機Aに類似する製品Bを販売しているとの情報を得た。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア Y社に警告書を送付するために、Y社の製品Bの販売価格、販売数量、販売地域、輸出の有無などをY社に確認する必要がある。
- イ Y社は大量的に製品Bについて宣伝販売を行っており、これ以上X社の被害が拡大しないようにするために、警告書を送付することなくX社の特許権及び商標権に基づいて裁判所にY社の製品Bの販売の差止めを請求することができる。
- ウ Y社に警告書を送付する前に、Y社の製品Bを購入し、X社の権利が侵害されているか否かを解析し、念には念を入れて、専門家である弁理士の意見を聞く。
- エ Y社に警告書を送付する前に、X社の特許権や商標権が有効に存続しているかについて特許庁に備えられている特許原簿や商標原簿で確認する。

問 28

化粧品メーカーX社は、自社の特許権Pを侵害する製品を製造している疑いのあるY社に対して、特許権Pの行使を検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア Y社の製品を購入して、弁理士に侵害の成否についての鑑定を依頼する。
- イ Y社が、特許権Pを故意又は過失により侵害していることを立証するための証拠を収集しなければならない。
- ウ 特許権Pを侵害する疑いのあるY社の製品を特定するための調査をする。
- エ Y社が保有する特許権を調査する。

問 29

映画会社X社のライツ事業部に在籍する従業員が、著作権の侵害と救済について、発言をしている。ア～エを比較して、従業員の発言として、最も不適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 「著作権法第21条から第28条までに規定される法定の利用行為を、著作権者に無許諾で行えば、著作権侵害が成立します。」
- イ 「著作権の侵害とみなされる行為には、いわゆるリーチサイトに違法動画へのリンクをはることが含まれます。」
- ウ 「著作者は、著作者人格権の侵害に対して、損害賠償の請求又は名誉回復等の措置のいずれかのみを請求することはできません。」
- エ 「会社の従業員が著作権を侵害した場合、その従業員に加えて、会社も罰金刑を科されることがあります。」

問 3 0

日用品メーカーX社は、新規事業への進出を検討するために知的財産戦略会議を開いた。この新規事業は、X社が培ってきた重要な技術Pを用いた製品Aを製造販売することが中心の事業である。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 「競合会社であるY社の新規な製品Bは、わが社の製品Aと同じ機能を有しているとの噂です。わが社は、製品Aに使用されている技術Pに関して、多数の特許権を保有しており、製品Bは、必ずわが社のいずれかの特許権を侵害しているはずです。製品Bを販売している全国の小売店にすぐに侵害の警告書を送付しましょう。」
- イ 「中国の競合会社であるU社が、技術Pを用いた製品を中国でのみ販売していますが、技術Pに係る特許権は日本でしか登録されていないため、U社の当該製品の販売行為について差止請求権を行使することはできません。」
- ウ 「競合会社であるV社の製品Cは技術Pに係るわが社の特許権を侵害しているようですが、わが社は製品Aの製造販売を未だ開始していないので、製品Cの販売行為の差止めを請求することはできません。」
- エ 「競合会社であるW社から、製品AはW社の特許権を侵害しているとの警告書が送られてきました。調査したところW社もわが社の特許権を侵害しているようですが、このような場合にW社と相互にクロスライセンスを結ぶことはできません。」

問 3 1

陶器の製造会社であるX社は、来年の夏に発売予定のコップの製作をY社に依頼した。Y社は斬新な持ち手の異なる形状を有するコップを複数試作し、X社に提案した。Y社がデザインしたコップの持ち手の形状はそれぞれ類似するものであったが、X社はこの複数のデザインの中から1つを選び、発売する予定である。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア コップの製作をY社に委託したのはX社であり、当然にX社が意匠登録を受ける権利を有するので、X社は単独で意匠登録出願をして意匠登録を受けることができる。
- イ コップの持ち手の形状は斬新であるが、この持ち手の部分のみについて意匠登録出願をして意匠登録を受けることはできない。
- ウ 発売予定のコップについてできるだけ早期に意匠登録出願をして、出願と同時に出願審査請求をすべきである。
- エ 複数のコップについて、関連意匠による意匠登録出願をする場合には、各意匠登録出願を同日に出願してもよい。

問32

電機メーカーX社の知的財産部の部員が、J-PlatPatを用いて特許情報に関する調査を行っている。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 「発明Aについて先行特許調査を行う場合、『特許・実用新案番号照会』を用いてキーワード検索を行います。」
- イ 「発明Bについて先行特許調査を行う場合、検索項目を『要約書』として、適切なキーワードについて検索を行います。」
- ウ 「検索する際には、国際特許分類（IPC），FI（File Index），Fタームのいずれも使用することができますし、同時に複数の分類を指定して検索することもできます。」
- エ 「Y社の技術者甲が発明者となっている特許出願を検索することはできません。」

問33

文房具メーカーX社は、「万年筆」，「印刷用紙」を指定商品とする商標Mについて商標権を有している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の考えとして、最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

- ア 指定商品「万年筆」について、商標Mを5年前から日本では使用していないが、ドイツでは現在使用しているため、商標Mに係る商標登録は不使用取消審判で取り消されることはない。
- イ 指定商品「印刷用紙」について、同業他社のY社に通常使用権を許諾すると、X社は「印刷用紙」に商標Mを使用することはできない。
- ウ 指定商品「万年筆」について、商標Mに類似する商標Aについて同業他社のV社に通常使用権を許諾することができる。
- エ 指定商品「印刷用紙」について、同業他社のW社が商標Mに類似する商標Bを使用しているため、W社に差止請求と損害賠償請求をすることができる。

5 問34に答えなさい。

問34

繊維メーカーであるX社の技術者がした繊維素材に関する発明について、2022年9月30日に特許出願をし、2023年5月26日出願審査請求をし、2024年3月29日出願公開がされ、2024年5月31日に特許査定が送達され、2024年6月7日に特許権の設定登録がされた。この特許権の存続期間の満了の日が属するのは西暦何年何月か、記入例に従って算用数字で記入しなさい。なお、延長登録の出願は考慮しないものとする。

記入例 西暦2010年1月の場合は、左詰めで「201001」と記入

- 6 次の会話は、時計メーカーX社の知的財産部の部員甲と研究開発部の研究者乙の会話である。
問35～問37に答えなさい。

- 甲 「産業財産権の国際的な保護に係る条約として、パリ条約があります。パリ条約には、内国民待遇の原則、優先権制度、特許独立の原則という三大原則があります。」
- 乙 「内国民待遇の原則とはどのような原則ですか。」
- 甲 「内国民待遇の原則は、工業所有権の保護に関し、この条約で特に定める権利を害されることなく、他のすべての同盟国において、当該他の同盟国の法令が 1 に対し現在与えており又は 2 ことがある利益を享受する、と規定されています。」
- 乙 「特許独立の原則とはどのような原則ですか。」
- 甲 「特許独立の原則は、同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、他の国（同盟国であるかどうかを問わない。）において 3 発明について取得した特許から独立したものとする、と規定されています。」

【語群Ⅶ】

- ア 現時点で施行された
- イ 内国民
- ウ 同一の
- エ 外国人
- オ 異なる
- カ 過去に与えた
- キ 加盟国民
- ク 将来与える
- ケ 関連した

問35

【語群Ⅶ】の中から空欄 1 に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

問36

【語群Ⅶ】の中から空欄 2 に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

問37

【語群Ⅶ】の中から空欄 3 に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

7 映画製作会社X社は、漫画家甲が描いた漫画を原作としたアニメ映画Aの製作を検討している。アニメ映画Aの製作は社外の乙を映画監督に起用することを予定している。アニメ映画Aの製作に関して、X社の事業企画部の部員丙と法務部の部員丁が、会話をしている。問38～問40に答えなさい。

丙 「アニメ映画Aが完成したとき、甲はアニメ映画Aとどのような関係になりますか。」

丁 「甲は映画の著作物の 1 となります。」

丙 「完成した映画Aについてテレビ放送する場合に、甲の許諾を得る必要はありますか。」

丁 「甲の許諾を得る必要 2 。」

丙 「乙が映画監督としてアニメ映画Aの製作に参加することをX社に対し約束し、アニメ映画Aが完成した場合、乙はアニメ映画Aに対してどのような権利をもちますか。」

丁 「乙は 3 をもつことになります。」

【語群Ⅷ】

- ア 著作権
- イ 著作者
- ウ 原著作物の著作者
- エ 著作者人格権
- オ 実演家人格権
- カ があります
- キ はありません

問38

【語群Ⅷ】の中から空欄 1 に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

問39

【語群Ⅷ】の中から空欄 2 に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

問40

【語群Ⅷ】の中から空欄 3 に入る語句として最も適切と考えられるものを1つ選びなさい。

【第49回知的財産管理技能検定】

【2級実技】

番号 正解

問1 ×

問2 ウ

問3 ○

問4 イ

問5 ○

問6 ア

問7 ×

問8 イ

問9 ○

問10 ウ

問11 ×

問12 ウ

問13 エ

問14 ウ

問15 エ

問16 ウ

問17 ウ

問18 イ

問19 ウ

問20 エ

問21 ア

問22 イ

問23 ウ

問24 イ

問25 ア

問26 イ

問27 ア

問28 イ

問29 ウ

問30 イ

問31 エ

問32 ウ

問33 エ

問34 204209

問35 イ

問36 ク

問37 ウ

問38 ウ

問39 カ

問40 エ